

千葉大学真菌医学研究センター倫理審査委員会審査実施細則

制 定 平成16年 8月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、千葉大学真菌医学研究センター倫理審査委員会規程（以下「規程」という。）

第12条に基づき、千葉大学真菌医学研究センター（以下「センター」という。）における倫理審査に必要な事項を定める。

(緊急審査及び迅速審査)

第2条 倫理審査委員会委員長（以下「委員長」という。）は、緊急を要する審査申請があった場合は、規程第6条の規定にかかわらず、各委員に申請資料を配布し意見を求める方法により判定することができる。

2 前項により難しい場合は、委員長は、委員長の指名する委員と協議の上、判定することができる。

3 委員長は、軽易な事項の審査申請があった場合は、前項の手続きを準用して判定できるものとする。

4 前各項により判定を行ったときは、事後速やかに全ての委員に報告しなければならない。

(判定実績に基づく審査)

第3条 前条第3項の規定は、判定実績に基づいて審査結果が推定できる審査申請について準用する。

(遺伝子組換え実験の取扱)

第4条 センターにおいて実施される遺伝子組換え実験については、国立大学法人千葉大学遺伝子組換え実験等安全管理規程の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。